

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月1日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社三井住友銀行
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	東京(03)3282-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	関連事業部上席部長代理 谷口裕彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社三井住友銀行をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、プロミス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

プロミス株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

イ 平成21年7月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された、プロミス株式会社株式報酬型ストックオプション第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）

ロ 平成22年7月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された、プロミス株式会社株式報酬型ストックオプション第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

ハ 平成23年7月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された、プロミス株式会社株式報酬型ストックオプション第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といい、第1回新株予約権及び第2回新株予約権と併せて「本新株予約権」と総称します。）

新株予約権付社債

平成20年7月8日及び同月9日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された2015年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）

(3) 【公開買付期間】

平成23年10月18日（火曜日）から平成23年11月30日（水曜日）まで（30営業日）

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）においては、買付けを行う株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成23年12月1日に報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	91,020,096 (株)	91,020,096 (株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券 ()		
株券等預託証券 ()		
合計	91,020,096	91,020,096
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,378,936
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	0
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(g)	2,535,965
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d) / (g + (b-c) + (e-f)) × 100) (%)	83.87

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(ただし、対象者及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)の所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成23年11月14日に提出した第51期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を50株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成23年11月14日に提出した第51期第2四半期報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済株式の総数(134,866,665株)から、平成23年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(8,048,987株)を控除した株式数(126,817,678株)に、本新株予約権行使可能対象株式数(対象者が平成23年6月27日に提出した第50期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の第1回新株予約権の目的となる対象者の普通株式(26,550株)、第2回新株予約権の目的となる対象者の普通株式(33,000株)及び対象者が平成23年11月14日に提出した第51期第2四半期報告書に記載された第3回新株予約権の目的となる対象者の普通株式(46,950株)、並びに第50期有価証券報告書に記載された平成23年5月31日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権の数(4,200個)に本新株予約権付社債の額面金額10,000,000円を乗じて、本書提出日現在において有効な転換価額である2,820円で除した数(14,893,617株)の合計数(15,000,117株)を加えた株式数(141,817,795株)に係る議決権の数である2,836,355個を分母として計算しております。なお、対象者によれば、平成23年6月1日から同年9月30日の間に本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使はなされておらず、本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の目的となる対象者の普通株式の数並びにそれに係る議決権の数は変動していないとのことです。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。